

議第338号から議第363号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成26年10月14日提出

京都市長 門川大作

議案番号	損害賠償額	事故の概要	
		被害者	損害の程度
338	円 14,782,559		事業用物品の損傷等
339	11,941,143		建物の1階及び外構、車両等並びに事業用物品の損傷等
340	9,732,920		事業用物品の損傷等
341	5,814,102		建物の1階及び外構、家財等並びに事業用物品の損傷等
342	5,566,882		建物の1階及び外構、家財等、車両等並びに事業用物品の損傷等

343	5,490,715		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
344	5,444,134		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等
345	3,501,032		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
346	3,341,613		車両等及び事業用物品の損傷等
347	2,925,815		建物の1階及び外構, 家財等, 車両等並びに事業用物品の損傷等
348	2,761,490		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
349	2,409,649		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
350	2,328,203		車両等の損傷

351	1,628,030		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
352	1,453,099		建物の床下及び家財等の損傷等
353	1,451,017		建物の床下の損傷等
354	1,356,411		建物の床下, 家財等及び車両等の損傷等
355	1,356,300		建物の床下及び車両等の損傷
356	1,271,040		建物の1階及び外構, 家財等並びに積荷等の損傷等
357	1,074,490		建物の床下, 家財等及び車両等の損傷等
358	922,645		建物の床下, 家財等及び積荷等の損傷等
359	846,793		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等

360	822,600		事業損失
361	779,488		建物の1階及び外 構, 車両等並びに事 業用物品の損傷等
362	666,000		家財等の損傷等
363	620,859		建物の床下, 家財等 及び車両等の損傷 等

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。